平成２７年（再イ）第１９６号

札幌市白石区北郷２条４丁目６番43号　ビックバーンズマンション北郷Ⅲ Ｄ－201号

再生債務者　石田　　薫

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年４月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年４月４日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（再イ）第５６号

兵庫県赤穂市塩屋235番地20

再生債務者　池尻　一也

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年４月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年４月４日　神戸地方裁判所姫路支部

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構公告

学位規則第６条第１項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規則の一部改正に関する公示

学位規則第６条第１項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規則（平成16年規則第28号）の一部を改正したので、学位規則（昭和28年文部省令第９号）第13条第２項の規定に基づき下記のとおり公示する。

平成 28 年４月１日　　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長　福田　秀樹

記

学位規則第６条第１項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規則（平成16年規則第28号）の一部を次のように改正する。

第１条中「独立行政法人大学評価・学位授与機構」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」に改める。

第２条中第５号を第６号とし、第４号を第５号とし、第３号を第４号とし、第２号の次に次の１号を加える。

三　高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程を修了した者のうち学校教育法第58条の２（同法第70条第１項及び第82条において準用する場合を含む。）の規定により大学に編入学することができるもの

別記様式中「本籍（都道府県名）」を削り、「独立行政法人大学評価・学位授与機構長」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長」に改める。

附　則（平成28年３月31日）

この規則は、平成28年４月１日から施行する。

学位規則第６条第２項の規定に基づく学位の授与に関する規則の一部改正に関する公示

学位規則第６条第２項の規定に基づく学位の授与に関する規則（平成16年規則第30号）の一部を改正したので、学位規則（昭和28年文部省令第９号）第13条第２項の規定に基づき下記のとおり公示する。

平成 28 年４月１日　　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長　福田　秀樹

記

学位規則第６条第２項の規定に基づく学位の授与に関する規則（平成16年規則第30号）の一部を次のように改正する。

第１条中「独立行政法人大学評価・学位授与機構」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」に改める。

第５条第１項中「書類」を「書類等」に改め、同項の表修士の項中

「

・教育施設の長の発行する課程の修了証明書及び単位修得証明書
・論文（第３条ただし書の規定による特定の課題についての研究の成果を含む。）（５部）
・論文の内容の要旨（５部）
・別記様式第２号による論文目録（５部）
・別記様式第３号による履歴書

」を

「

イ　教育施設の長の発行する課程の修了証明書及び単位修得証明書
ロ　論文（第３条ただし書の規定による特定の課題についての研究の成果を含む。）　１部（ただし、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録したものとする。）
ハ　論文の写し　３部（上記ロの論文を印刷し、製本したもの。）
ニ　論文の内容の要旨　１部
ホ　別記様式第２号による論文目録　１部
ヘ　別記様式第３号による履歴書
ト　上記ニ及びホの電磁的方法による記録に係る記録媒体

」に改め、同表博士の項中

「

・教育施設の長の発行する課程の修了証明書及び単位修得証明書
・論文（５部）
・論文の内容の要旨（５部）
・別記様式第２号による論文目録（５部）
・別記様式第３号による履歴書

」を

「

イ　教育施設の長の発行する課程の修了証明書及び単位修得証明書
ロ　論文　１部（ただし、電磁的方法により記録したものとする。）
ハ　論文の写し　３部（上記ロの論文を印刷し、製本したもの。）
ニ　論文の内容の要旨　１部
ホ　別記様式第２号による論文目録　１部
ヘ　別記様式第３号による履歴書
ト　上記ニ及びホの電磁的方法による記録に係る記録媒体

」に改め、同条中第５項を第６項とし、第４項を第５項とし、第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

3　第１項の表第２欄により提出する電磁的方法による記録に係る記録媒体の仕様その他については別に定める。

第７条中「学士の学位」を「学士の学位授与」に改める。

第８条中「修士又は博士の学位」を「修士又は博士の学位授与」に改める。